

岩沼市版

令和元年10月1日から
幼稚園、保育所(園)、認定こども園などの

利用者負担額（保育料等）が無償化されました！

幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育を利用する場合



【対象者等】

◎3～5歳のすべての子どもたち

（幼稚園は満3歳児、保育所（園）等のその他の施設は3歳児クラスから無償化の対象になります。）

◎0～2歳の市町村民税非課税世帯の子どもたち

【無償化の上限額】

◎保育所（園）、認定こども園、子ども・子育て支援新制度幼稚園の利用者負担額（保育料等）…全額

◎子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園利用者負担額（保育料等）…月額上限 25,700 円

○通園送迎費、食材料費、行事費、保育所延長保育料などは、これまでどおり保護者負担となります。

○保育所（園）を利用している児童については、副食費（おかず代）が保育料から切り離され、実費負担となります。（幼稚園は従来から実費負担）

幼稚園の預かり保育事業を利用する場合

【対象者等】

以下の子どもたちで、市町村による「保育の必要性の認定」を受けた方

◎3～5歳児クラスの子どもたち

◎満3歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもたち

【無償化の上限額】

◎預かり保育事業利用料…利用日数に応じて最大月額上限 11,300 円（満3歳児クラスは 11,700 円）となります。

認可外保育施設等を利用する場合

【対象者等】

以下の子どもたちで、市町村による「保育の必要性の認定」を受け、原則として、保育所（園）、認定こども園等を利用できていない方

◎3～5歳のすべての子どもたち

◎0～2歳の市町村民税非課税世帯の子どもたち

【無償化の上限額】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料

◎3～5歳のすべての子どもたち…月額上限 37,000 円

◎0～2歳の市町村民税非課税世帯の子どもたち…月額上限 42,000 円

無償化にかかる手続きについて

利用している施設や事業によって、お手続き方法が異なります。

★現在、認可保育所（園）、認定こども園、子ども・子育て支援新制度幼稚園を利用している方は、特段の手続きは不要です。

★認定こども園（1号認定）、子ども・子育て支援新制度幼稚園を利用している方（1号認定）で預かり保育事業を無償化の対象としたい場合は、手続きが必要です。施設を通じて手続きを行ってください。

★子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用している方は、手続きが必要です。施設を通じて手続きを行ってください。

★預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、無償化の対象になる場合とならない場合がありますので、市役所子ども福祉課へお問い合わせください。

利用料の取扱について

無償化が適用された場合、上限額の範囲内で「保護者の方に利用者負担額（保育料等）を一度支払っていただき、その後精算する場合」と「保護者の方の負担がなくなる（又は軽くなる）場合」があります。

幼児教育・保育の無償化に関するお問い合わせ

岩沼市役所子ども福祉課保育支援係

電話 0223-23-0826